

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	久慈港港湾業務艇「くろがね」定期検査修理
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官東北地方整備局副局長 渡邊 茂 仙台市青葉区本町 3－3－1
契 約 締 結 日	令和6年11月8日
契 約 の 相 手 方 の 氏 名 及 び 住 所	有限会社釜石造船所 岩手県釜石市新浜町二丁目 4 番 1 1 号
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）	50,600,000円
予定価格（消費税及び地方消費税を含む）	50,710,000円
随意契約によることとした理由	本件は、当局が保有する港湾業務艇「くろがね」の定期検査受検及び定期修理を行うものである。 港湾業務艇は、港湾整備事業等に伴う工事監督・検査、測量・調査等の実施に加え、管理委託前の国有港湾施設等の状況確認及び異常気象発生時等の被害状況の確認、国で設置した灯浮標、標識灯等の状況確認を実施する港内巡視等、港湾の機能や港湾整備事業等の目的・効果を周知するための広報活動、大型浚渫兼油回収船及び海洋環境整備船への人員及び物資輸送、災害発生時における施設点検、緊急輸送活動に関する支援の実施、支援を円滑に実施するための訓練の実施等に用いる。 なお、管理委託後の国有港湾施設の状況確認についても、施設所有者として定期的に実施するものとし、頻度については、気象海象条件、施設条件を勘案し適切に設定するものとする。また、異常気象発生時等、施設の状況確認が必要と判断される場合は、適宜、施設の状況確認を行うものとする。 本件は、港湾業務艇「くろがね」において、船舶安全法に基づく定期検査を受検するものであり、本検査を受検しなければ港湾業務艇が運航不可となるが、港湾業務艇は、前段に示すとおり様々な業務に資するため、運航不可となった場合、各種業務に大きな支障を来す可能性がある。 港湾業務艇「くろがね」においては、定期検査の実施期限が令和7年5月29日までとなっており、再公告または次年度の発注では検査期限内の受検が間に合わないことから、受検及び修理を今年度内に完了させる必要がある。そのためには、11月中旬までに入札契約手続きを終えて受注者を決定する必要があった。また、入札時の応札価格と予定価格との開差が僅少であることも踏まえ、予算決算及び会計令第九九条の二に基づき随意契約を行うものである。
備 考	

- 注） 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。